〈２－２９　那須塩原市災害対策本部条例〉

那須塩原市災害対策本部条例

平成１７年１月１日条例第１９号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、那須塩原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属部署の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１７年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２６日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

〈２－３０　栃木県火災・災害等即報要領〉

栃木県火災・災害等即報要領

第１　総則

１　趣旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成６年４月２１日付消防災第１００号）」、「災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号）」、「救急事故等報告要領（平成６年１０月１７日付消防救第１５８号）」の定めるところによる。

３　報告手続

⑴　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（⑴において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等が発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

⑵　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

⑶　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

⑷　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

⑸　市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、⑴の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）から

の入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、⑵により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

⑴　様式

ア　火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。（爆発を除く。）

イ　特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ　救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故及び・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ　災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

⑵　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

⑴　「第２　即報基準」「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

⑵　市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

⑶　県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

⑷　市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

⑸　市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

⑹　⑴から⑸にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

⑺　消防庁報告にあたっては、「火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号）」により行うものとする。

⑻　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災即報

⑴　一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

⑵　個別基準

次の火災については⑴の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

(ｱ) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(ｲ) 高層建築物の１１階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ｳ) 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(ｴ) 建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

(ｵ) 損害額１億円以上と推定される火災

(ｶ) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ　林野火災

(ｱ) 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(ｲ) 空中消火を要請又は実施したもの

(ｳ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(ｴ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ) 航空機火災

(ｲ) 社会的影響度が高い船舶火災

(ｳ) トンネル内車両火災

(ｴ) 列車火災

エ　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

⑶　社会的影響基準

⑴一般基準⑵個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

２　特定の事故即報

⑴　一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

⑵　個別基準

次の事故については⑴の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ｱ) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ) 負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ) ５００キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(ｵ) 湖沼・河川への危険物流出事故

(ｶ) 高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ　原子力災害等

(ｱ) 放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関等に通報があったもの

(ｲ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

⑶　社会的影響基準

⑴一般基準⑵個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

３　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

⑴　死者５人以上の救急事故

⑵　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

⑶　要救助者が５人以上の救助事故

⑷　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

⑸　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

⑴　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

⑵　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

⑴　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

⑵　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

(ｱ) 崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ) 河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｳ) 台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｴ) 突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ　雪害

(ｱ) 雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ) 道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ　火山災害

(ｱ) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(ｲ) 火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

⑶　社会的影響基準

⑴一般基準⑵個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第３　直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1　火災即報

⑴　交通機関の火災

第２の１⑵ウに同じ。

⑵　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２　特定の事故即報

⑴　危険物等に係る事故

ア　第２の２⑵(ｱ)(ｲ)に同じ

イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ) ５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

⑵　原子力災害等

第２の２⑵イに同じ。

⑶　爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

⑴　列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

⑵　バスの転落等による救急・救助事故

⑶　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

⑷　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急・救助事故

⑸　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４　武力攻撃災害

第２の４⑴⑵に同じ。

５　災害即報

⑴　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

⑵　第２の５の⑵のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号・第２号・第３号・第４号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災即報＞

１　第１号様式（火災）

⑴　火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

⑵　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。

⑶　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

⑷　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

⑸　その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ｱ) 死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び環境

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

(ｲ) 火災の状況

a　発見及び通報状況

b　避難状況

イ　建物火災で個別基準の(ｵ)又は(ｶ)に該当する火災

(ｱ) 発見及び通報状況

(ｲ) 延焼拡大の理由

a 消防事情　　b 都市構成　　c 気象条件　　d その他

(ｳ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ) り災者の避難保護状況

(ｵ) 市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ) 林野植生

(ｳ) 自衛隊派遣要請、出動状況

(ｴ) 空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ) 車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

＜特定の事故即報＞

２　第２号様式（特定の事故）

⑴　事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

⑵　事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

⑶　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

⑷　物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

⑸　施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

⑹　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

⑺　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

⑻　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

⑼　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

⑽　その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

⑾　原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故等即報＞

３　第３号様式（救急・救助事故等）

⑴　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

⑵　事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

⑶　死傷者等

ア　「負傷者等」には急病人等を含む。

イ　「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

⑷　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

⑸　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助さ

れていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

⑹　消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

⑺　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散日時を記入すること。

⑻　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）　・市町、その他関係機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4　第４号様式

⑴　第４号様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ) 発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ) 災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関を含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）　・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

⑵　第４号様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ　災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ　備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(ｲ)　災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(ｴ)　応急対策の状況

市町（消防機関を含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）　・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況
・災害ボランティア活動状況

附　則

この要領は、平成２年５月１５日から施行する。
この要領は、平成７年１月１７日から施行する。
この要領は、平成８年５月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年２月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年１２月１日から施行する。
この要領は、平成１５年６月２７日から施行する。
この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成１６年３月１日から施行する。
この要領は、平成１６年１１月１日から施行する。
この要領は、平成１９年３月３１日から施行する。

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。
この要領は、平成２０年５月１日から施行する。
この要領は、平成２０年９月９日から施行する。
この要領は、平成２１年３月２３日から施行する。
この要領は、平成２２年３月２９日から施行する。
この要領は、平成２４年３月３０日から施行する。
この要領は、平成２４年５月３１日から施行する。

別表１　連絡先

県	終　　日	県民生活部消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	５００－２１３６
				ＦＡＸ	５００－２１４６
			ＮＴＴ回線	電話	０２８－６２３－２１３６
				ＦＡＸ	０２８－６２３－２１４６
消防庁	勤務時間内（平日９時３０分～１８時１５分）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３
	勤務時間外	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７７７７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５５３
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

第１号様式(火災)　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(℡　　)

(　　月　　日　　時　　分現在)

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	6-　，　- (英字)(数字)
出火日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(　月　日　時　分) 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢)　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
事故名　１　危険物等に係る事故 ２　原子力施設等に係る事故 ３　その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）		報告者名	（℡　）

事故種別	１　火災　２　爆発　３　漏えい　４　その他（　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　）		
施設の概要		危険物施設 の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 （消防本部名）	
		報告者名	（℡　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害　　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 （消防本部名）	
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（℡　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住　家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

《消防防災課確認事項》

1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4 住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5 道路、崖くずれの状況について確認する。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部消防防災課　(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名（消防本部名）				区分			被害	区分			被害	備　考
報告者名	（TEL　）			その他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		災害発生場所
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）					冠水	ha		農林水産業施設	千円		
					畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円		災害発生年月日
区分			被害			冠水	ha		その他の公共施設	千円		災害の種類概況
人的被害	死者	人			文教施設		箇所		小計	千円		
	行方不明者	人			病院		箇所		公共施設被害市町村数	千円		
	負傷者 重傷	人			道路		箇所		その他 農業被害	千円		応急対策の状況
	負傷者 軽傷	人			橋りょう		箇所		林業被害	千円		
住家被害	全壊	棟			河川		箇所		畜産被害	千円		１１９番通報件数
		世帯			砂防		箇所		水産被害	千円		
		人			清掃施設		箇所		商工被害	千円		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
	半壊	棟			崖くずれ		箇所		その他	千円		
		世帯			鉄道不通		箇所		被害総額	千円		
		人			被害船舶		隻		災害等の設置状況			・避難の勧告・指示の状況
	一部破損	棟			水道		戸					
		世帯			電話		回線					・避難所の設置状況
		人			電気		戸		災害対策本部	設置　月　日　時　分		
	床上浸水	棟			ガス		戸			解散　月　日　時　分		・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
		世帯			ブロック塀等		箇所		災害救助法適用状況			
		人										・自衛隊の派遣要請、出動状況
	床下浸水	棟										
		世帯										・災害ボランティアの活動状況
		人			り災世帯数※2		世帯					
非住家※1	公共建物	棟			り災者数※2		人					その他
	その他	棟			火災発生※3	建物	件		消防職員出動延人数	人		
						危険物	件		消防団員出動延人数	人		
						その他	件					

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

〈２－３１　即報基準一覧〉

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

県	（終日⇒ 消防防災課）	防災行政 NW	500-2136 500-2146(FAX)	消防庁	（勤務時間内⇒ 災害等応急室）	NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)
						地域衛星 NW	発信特番-048-500-90-49013 発信特番-048-500-90-49033 (FAX)
		NTT 回線	028-623-2136 028-623-2146(FAX)		（勤務時間外⇒ 宿直室）	NTT 回線	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
						地域衛星 NW	発信特番-048-500-90-49012 発信特番-048-500-90-49036 (FAX)

【留意事項】

①報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第１報を報告（判断に迷う場合は報告）

⇒できるだけ早く、わかる範囲で構わない。

（以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。）

②直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第１報報告。（要請があった時は以降も引き続き報告）

③即報の際、第１報については報告した旨を電話連絡する。（県から要求した場合を除く）

第１号様式使用

１　火災発生（おそれ含む）

①　一般基準

□　死者３人以上発生

□　死者及び負傷者の合計１０人以上発生

②　個別基準

Ａ建物火災

□　特定防火対象物で死者発生

（例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等）

□　１１階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難

□　国指定重要文化財又は特定違反対象物

□　建物延焼延べ面積３，０００㎡以上（推定）

□　損害額１億円以上（推定）

□　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

Ｂ林野火災

□　延焼面積１０ha 以上（推定）

□　空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）

□　住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高

□　送電線・配電線が近距離

Ｃ交通機関の火災

□　航空機

□　社会的影響度が高い船舶

□　トンネル内の車両

□ 列車

Dその他

□ 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの

（例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災）

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

第２号様式使用

２ 特定の事故発生（おそれ含む）

① 一般基準

□ 死者３人以上発生

□ 死者及び負傷者の合計１０人以上発生

② 個別基準

Ａ危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故

□ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生

□ 負傷者５人以上発生

□ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生

□ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、５００㎡程度以上の区域に影響有

□ ５００kl 以上のタンクの火災、爆発又は漏洩等

□ 湖沼、河川への流出

□ 施設から危険物等の漏洩事故で次に該当

▽ 湖沼、河川へ流出し、防除・回収等が必要

▽ ５００kl 以上のタンクから漏洩等

□ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当

▽ 火災

▽ 漏洩

▽ 漏洩で付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

Ｂ原子力災害等

□ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生

□ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

Ｃその他特定の事故

□ 可燃性ガス等の爆発、漏洩等社会的影響度高

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

第３号様式使用

３ 救急・救助事故発生（おそれ含む）

□ 死者５人以上の救急事故

□ 死者及び負傷者の合計１５人以上の救急事故

□ 要救助者５人以上の救助事故

□　覚知から救助完了までの所要時間５時間以上の救助事故
□　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
（例：列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故）
□　死者及び負傷者の合計１５人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
▽　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
▽　バスの転落等による救急・救助事故
▽　ハイジャック及テロ等による救急・救助事故
▽　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
▽　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
□　武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
□　武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態

第４号様式使用

４　災害発生（おそれ含む）

①　一般基準
□　災害救助法の適用基準に合致
□　市町村が災害対策本部設置
□　２市町村以上にまたがるもので１の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生（例：台風・豪雨・豪雪）

②　個別基準

Ａ地震
□　当該市町村の区域内で震度４以上（震度５強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）

Ｂ風水害
□　崖崩れ、地すべり、土石流等による人的・住家被害
□　河川の溢水、破堤等による人的・住家被害
□　台風・豪雨による人的・住家被害
□　強風での倒木・飛来物等による人的・住家被害

Ｃ雪害
□　雪崩等による人的・住家被害
□　道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生

Ｄ火山災害
□　臨時火山情報発表後、登山規制又は通行規制等実施
□　火山の噴火による人的・住家被害

③　社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明
※住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

〈２－３２　災害救助法施行細則〉

災害救助法施行細則

昭和３５年５月２日　栃木県規則第３５号

災害救助法施行細則を次のように定める。

第１条　知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「令」という。）第１条第１項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

２　知事は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第２条及び第３条　削除

第４条　令第９条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。

第５条　災害救助法施行規則（昭和２２年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

⑴　公用令書（別記様式第１号の１から別記様式第１号の４まで）

⑵　公用変更令書（別記様式第２号）

⑶　公用取消令書（別記様式第３号）

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第４号）に登録しなければならない。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか公用変更令書の交付にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第６条　削除

第７条　当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第２条第３項の規定により、受領調書（別記様式第５号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第８条　規則第３条第１項の規定による損失補償請求書は、別記様式第６号による。

２　損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基き損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第９条　規則第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

⑴　公用令書（別記様式第７号）

⑵　公用取消令書（別記様式第８号）

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第９号）に所要事項を登録しなければならない。

３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これをまっ消しなければならない。

第１０条　削除

第１１条　規則第４条第２項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。
⑴　負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
⑵　天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

第１２条　令第１１条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第２のとおりとする。

第１３条　規則第５条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第１０号による。

第１４条　法第２７条第４項の規定により、当該職員が立入検査を行うにあたって携帯しなければならない証票は、別記様式第１１号による。

第１５条　規則第６条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第１２号による。
２　前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。
⑴　休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
⑵　打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
３　法第２５条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第２９条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出にあたり添付する書類は、規則第６条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第１６条　法第３０条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第２３条第１項の規定に基づく通知は、別記様式第１３号により行うものとする。
２　前項の場合においては、当該市町村長は、第５条、第７条、第８条第２項、第９条及び第１１条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

第１７条　削除

附　則（平成２４年規則第３９号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第２の⑴の表（医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。）の規定は、平成２４年４月６日から適用する。

別表第１（第４条関係）

救助の程度方法及び期間

１　収容施設の供与

⑴　避難所

１　避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

２　避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　賃金職員等雇上費

ロ　消耗器材費

ハ　建物の使用謝金

ニ　器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ　光熱水費

ヘ　仮設便所等の設置費

３　避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

１人１日当たり　３００円

４　避難所を設置する際において、冬期（１０月から３月）であるときは、別に定める額を加算する。

５　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

⑵　応急仮設住宅

１　応急仮設住宅に収容できる者は、住家が全焼し、全壊し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては、住家を得ることができない者とする。

２　応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、２９．７平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、２，４０１，０００円以内とする。

３　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、別に定める。

４　老人居宅介護事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置することがある。

５　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することがある。

６　応急仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

７　応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第３項又は第４項に規定する期限（最高２年以内）とする。

２　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

⑴　炊出しその他による食品の給与

１　炊出しその他による食品の給与は、１の⑴の１により避難所に収容された者、住家が全焼、流出、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもって行うものとする。

2　炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
イ　主食費
ロ　副食費
ハ　燃料費等
ニ　雑費

3　炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、１人１日当たり、１，０１０円以内とする。

4　炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

⑵　飲料水の供給

1　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

2　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資財費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3　飲料水の供給を実施する期間は、２の⑴の 4 の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑴　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、流出、半焼、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。
イ　被服、寝具及び身の回り品
ロ　日用品
ハ　炊事用具及び食器
ニ　光熱材料

⑶　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1　住宅の全焼、全壊又は流出により被害を受けた世帯

季別	期　間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

2　住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期　間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

⑷　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

4　医療及び助産の給付

⑴　医療の給付

1　医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

2　医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　診療

ロ　薬剤又は治療材料の支給

ハ　処置、手術その他の治療及び施術

ニ　施設病院又は診療所への収容

ホ　看護

3　医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合は、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

4　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から１４日以内とする。

⑵　助産の給付

1　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

2　助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　分べんの介助

ロ　分べん前及び分べん後の処置

ハ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3　助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の８割以内の額とする。

4　助産の給付を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。

5　災害にかかった者の救出

⑴　災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

⑵　災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

⑶　災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

6　災害にかかった住宅の応急修理

⑴　住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。

⑵　住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

⑶　住宅の応急修理のため支出する費用は、１世帯当たり、５００，０００円以内とする。

⑷　住宅の応急修理は、災害発生の日から１箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

7　生業資金の貸与

⑴　生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流出する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

⑵　生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

⑶　生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
イ　生　業　費　　１件当たり　３０，０００円以内
ロ　就職支度費　　１件当たり　１５，０００円以内
⑷　生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から一箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。
⑸　生業資金を貸与する場合は、次の条件を付すものとする。
1　貸与期間　　２年以内
2　利　　子　　無利子

8　学用品の給与
⑴　学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
⑵　学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
1　教科書
2　文房具
3　通学用品
⑶　学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。
1　教科書代
イ　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。
ロ　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。
2　文房具費及び通学用品費
イ　小学校児童にあっては、１人当たり、４，１００円
ロ　中学校生徒にあっては、１人当たり、４，４００円
ハ　高等学校等生徒にあっては、１人当たり、４，８００円
⑷　学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、その他については１５日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

9　死体の捜索及び処理
⑴　死体の捜索
1　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。
2　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
3　死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から１０日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。
⑵　死体の処理
1　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
2　死体の処理は、次の事項について行うものとする。
イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ　死体の一時保存
ハ　検案
3　検案は、原則として救護班が行うものとする。
4　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料、１体当たり３，３００円
ロ　死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、１体当たり５，０００円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、５，０００円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。
ハ　検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。
5　死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から１０日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

１０　埋葬
⑴　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。
⑵　埋葬は、次の範囲において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
1　棺
2　埋葬又は火葬
3　骨つぼ及び骨箱
⑶　埋葬のため支出する費用は、１体当たり大人１９９，０００円以内、小人（満１２歳に満たない者をいう。）１５９，２００円以内とする。
⑷　埋葬を実施する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

１１　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
⑴　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
1　被災者の避難
2　医療及び助産
3　災害にかかった者の救出
4　飲料水の供給
5　死体の捜索
6　死体の処理
7　救助用物資の整理配分
⑵　応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
⑶　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

１２　災害によって住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
⑴　自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行なうものとする。
⑵　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
⑶　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等とし、その額は、１世帯当たり１３３，９００円以内とする。
⑷　障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし。やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

別表第２（第１２条関係）

１　令第１０条第１号から第４号までに規定する者

法第２４条第５項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

種　　別	日　　当	超過勤務手当 （１時間当たり）	費用弁償額
医師 歯科医師	２１，７００円	４，４８０円	職員の給与に関する条例（昭和２７年栃木県条例第１号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師	１５，６００円	３，２２１円	
保健師、助産師 看護師、准看護師	１４，８００円	３，０５５円	
救急救命士	１４，８００円	３，０５５円	
土木技術者 建築技術者	１６，２００円	３，３４５円	
大工	１７，５００円	３，５００円	
左官	１７，７００円	３，５４０円	
とび職	１６，２００円	３，２４０円	

２　令第１０条第５号から第１０号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その１００分の３の額を加算した額以内とする。

別記様式第１号の１～別記様式第１３号　（略）

〈２－３３　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

（平成１９年３月３０日　厚生労働省告示第１０９号より）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>（基本額）
避難所設置費
１人　１日当たり
３００円以内
（加算額）
冬季　別に定める額を加算

高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>１　規格　１戸当たり平均２９．７㎡（９坪）を基準とする。
２　限度額　１戸当たり
2,326,000 円以内
３　同一敷地内等に概ね５０戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）</td><td>災害発生の日から２０日以内着工</td><td>１　平均１戸当たり 29.7 ㎡、2,326,000 円以内であればよい。
２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
３　供与期間　最高２年以内
４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
１，０１０円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から１０日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

区　　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200
	冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
	冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり ５００，０００円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流出半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 （特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒も含む。）	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　４，１００円 中学校生徒　４，４００円 高等学校等生徒 ４，８００円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（１２歳以上） １９９，０００円以内 小人（１２歳未満） １５９，２００円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり３，３００円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり ５，０００円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり １３７，０００円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第１０条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 １７，４００円以内 薬剤師 １１，９００円以内 保健師、助産師、看護師 １１，４００円以内 土木技術、建築技術者 １７，２００円以内 大工、左官、とび職 ２０，７００円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〈２－３４　医療機関の収容能力・有床助産所一覧表〉

那須郡市医師会医療機関等一覧（平成２５年１月１日現在）

番号	医療機関名	所　在　地	電話番号	収容能力		助産施設の有無
					うち重症患者	
1	那須赤十字病院	大田原市中田原 1081-4	0287-23-1122	50	25	有
2	那須中央病院	大田原市下石上 1453	0287-29-2121	15	3	
3	室井病院	大田原市末広 1-2-5	0287-23-6622	20	-	
4	井上眼科医院	大田原市山の手 1-2-11	0287-22-2514	1	-	
5	斎藤内科医院	大田原市新富町 3-4-18	0287-22-6115	3	1	
6	原眼科医院	大田原市末広 1-5-27	0287-22-2490	3	1	
7	藤田医院	大田原市下石上 1109	0287-29-0010	4	1	
8	菅間記念病院	那須塩原市大黒町 2-5	0287-62-0733	50	10	
9	黒磯病院	那須塩原市高砂町 3-5	0287-62-0961	10	2	
10	那須脳神経外科病院	那須塩原市野間 453-14	0287-62-5500	20	4	
11	福島整形外科病院	那須塩原市弥生町 1-10	0287-62-0805	12	2	
12	板室温泉病院	那須塩原市百村 3042-31	0287-69-0316	2	-	
13	伊野田眼科クリニック	那須塩原市中央町 5-24	0287-62-3045	2	-	
14	渡部医院	那須塩原市大原間 140-1	0287-65-3535	4	1	
15	渡部産婦人科医院	那須塩原市住吉町 1-23	0287-62-3281	3	-	有
16	栃木県医師会塩原病院	那須塩原市塩原 1333	0287-32-4111	20	5	
17	石塚産婦人科	那須塩原市三島 2-14-9	0287-36-6231			
18	関口外科内科医院	那須塩原市太夫塚 1-232	0287-36-1238	19	8	
19	国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口 537-3	0287-37-2221	20	-	有
20	田崎医院	那須町大字寺子丙 1	0287-72-0111	4	-	有
21	見川医院	那須町大字湯本 212	0287-76-2204	4	-	

入所施設を有する助産所

施設名	所在地	電話番号	入所施設数
ママと赤ちゃんの家	那須塩原市埼玉 450-4	0287-62-9809	2

〈２－３５　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づく災害救助用米穀の引渡しに関する協定書〉

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成２１年５月２９日付け２１総食第１１３号総合食料局長通知（平成２１年１０月１日付け一部改正））（抜粋）

第４章　政府所有米穀の販売

第１０　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

１　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

⑴　局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区町を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が発動され、救助を行う場合

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）が発動され、救援を行う場合

⑵　⑴の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ　知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ　イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ｱ)　⑴のアの場合は、３０日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

ａ　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

ｂ　自衛隊の派遣が行われていること。

ｃ　知事から３０日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(ｲ)　⑴のイの場合は、３か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

２　災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

⑴　局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書により契約を締結する。

⑵　局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

※契約書様式（略）

〈２－３６　那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱〉

那須塩原市被災者義援金配分委員会設置要綱

（設置）

第１条　那須塩原市における災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう那須塩原市被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し決定する。

⑴　配分対象者に関すること。

⑵　配分基準に関すること。

⑶　配分時期に関すること。

⑷　配分方法に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

⑴　副市長

⑵　総務部長、保健福祉部長、建設部長、産業観光部長

２　市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を委員とすることができる。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、副市長とする。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

（事務局）

第６条　委員会の事務局を総務部総務課に置く。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２３年６月２０日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２４年９月２４日から施行する。

〈２－３７　那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱〉

那須塩原市自主防災組織の育成等に関する要綱

平成２２年４月２３日
那須塩原市告示第７８号

（趣旨）

第１条　この告示は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の育成等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　自主防災組織　災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は災害を予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織で市長の認定を受けたものをいう。

⑵　住民組織　単一又は複数の自治会等の地域住民により組織された団体をいう。

（認定の基準及び認定）

第３条　市長は、次に掲げる基準に適合するものを自主防災組織として認定するものとする。

⑴　住民組織であること。

⑵　組織規約が作成されている組織であること。

⑶　情報班、避難誘導班、給水給食班、救助救護班、消火班等を編成し、かつ、役割分担に基づいて活動する組織であること。

⑷　自主防災組織結成届出書（様式第１号）を市長に提出した組織であること。

２　市長は、前項第４号の規定による届出が提出され、適正な組織と認められる場合には、自主防災組織認定証（様式第２号）を当該組織に交付するものとする。

（育成方針）

第４条　市長は、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成について働きかけるものとする。

２　市長は、自主防災組織について、地域住民の自主性を尊重し、その実効性を発揮するため、自発的な活動を計画的に行うよう働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう助言するものとする。

３　市長は、自主防災組織の結成、育成及び充実を図るため、自主防災組織の結成及び自主防災組織の防災活動に必要な経費、防災資機材等の購入に要する経費について、予算の範囲内で那須塩原市地域自主防災活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

４　補助金の交付に関しては、那須塩原市補助金交付規則（平成１７年那須塩原市規則第５１号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第５条　補助金の交付の対象となる事業等は、別表のとおりとする。

（変更届）

第６条　自主防災組織の代表者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、自主防災組織変更届出書（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

⑴　自主防災組織名

⑵　代表者

⑶　構成自治会

⑷　組織規約

⑸　組織図

（管理台帳）

第７条　市長は、第３条第２項の規定により自主防災組織認定証を交付したとき、及び前条の規定による変更の届出があったときは、自主防災組織管理台帳（様式第４号）に必要な事項を記載するものとする。

２　自主防災組織管理台帳は、本庁及び各支所の防災担当部局において備えておくものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２２年５月１日から施行する。

（那須塩原市地域自主防災活動支援補助金交付要綱の廃止）

２　那須塩原市地域自主防災活動支援補助金交付要綱（平成１８年那須塩原市告示第７４号）は、廃止する。

別表（第５条関係）

補助対象事業	補助対象団体	補助対象経費	補助額
自主防災組織結成事業	自主防災組織を結成しようとする自治会等	結成に係る説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費	３万円以内の額
資機材等整備事業	自主防災組織	メガホン、強力ライト、救急箱、担架、救助用工具、消火器、防災倉庫その他自主防災組織の整備に必要な資機材の購入に要する経費	３０万円以内の額
自主防災組織運営事業	自主防災組織	防災訓練、普及啓発活動、防災マップの更新、救急薬品及び備蓄食料の購入その他自主防災組織の運営に要する費用	２万円以内の額

備考　自主防災組織結成事業及び資機材等整備事業において行う１組織当たりの補助は、それぞれ１回限りとする。

様式第１～４号（略）